

令和8年度 山形県L P ガス料金負担軽減支援事業助成金 交 付 規 程

令和8年7月17日
一般社団法人山形県L P ガス協会

(趣旨)

第1条 一般社団法人山形県L P ガス協会（以下「協会」という。）は、県民が受けている物価高騰の影響の軽減を図るため、L P ガス販売事業者による一般消費者等を対象とした料金の値引きに係る原資等を助成する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。）の定めるところによる補助を受け、令和8年度山形県L P ガス料金負担軽減支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) L P ガス料金負担軽減事業

L P ガス販売事業者が、令和8年9月検針分（8月利用分）に係るL P ガス料金の請求額について、正規の料金の額から1契約につき2,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を上限として値引きを行う事業（以下「助成事業」という。）をいう。

(2) 協会

山形県L P ガス料金負担軽減支援事業を実施する者として、補助事業者である一般社団法人山形県L P ガス協会をいう。

協会は、助成事業に係る申請受付等業務を処理するために、助成金事務局を設置する。

(3) L P ガス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。

(4) 一般消費者等

県内においてL P ガスを消費する者（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）並びに国等の事業（委託によるものを含む。）を行う者を除く。）であって、次に掲げるものをいう。ただし、製造・工業的な利用者は含まない。

イ 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等

ロ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けたガス小売事業者からL P ガスの供給を受け、L P ガスの消費の態様が燃料として生活の用に供する場合又はこれに類似している者

(5) L P ガス販売事業者

液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた液化石油ガス販売事業者又はガス事業法第3条の登録を受けたガス小売事業者であって、一般消費者等にL P ガスを販売するものをいう。

(交付の対象及び助成額)

第3条 協会は、L P ガス販売事業者が行うL P ガス料金の値引きに係る原資等に対して、交付規程の定めるところにより、山形県から受けた補助金の範囲内で助成金を交付する。

(1) 値引きの対象は、前条（3）の一般消費者等とし、工業用・質量販売、国または地方公共団体等により管理等が行われている施設（委託にものを含む）は除く。

(2) 値引き原資助成金 L P ガス料金負担軽減事業の実施による値引き相当額

- (3) 値引き事務助成金 交付規程の定めるところによる別表 1 に掲げる L P ガス料金負担軽減事業の対象となった契約数の区分に応じ、それぞれに定める額。

(助成金の交付申請等)

第 4 条 L P ガス販売事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて協会に提出するものとする。また、交付申請の受付期間は、令和 8 年 8 月 4 日から令和 8 年 8 月 21 日までとする。

- (1) 交付申請書兼概算払請求書（様式 1－1）
- (2) 振込先確認書（様式 1－2）
- (3) 誓約事項等同意書（様式 1－3）
- (4) 協会が必要と認める書類

2 L P ガス販売事業者は、前項の助成金の申請に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税相当額を除いて申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第 5 条 協会は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式 2）を L P ガス販売事業者に送付するものとする。

2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認申請)

第 6 条 L P ガス販売事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ 変更（中止・廃止）承認申請書（様式 3）を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 一般消費者等の契約数が 100 件以上増加するとき
- (2) 一般消費者等の契約数が増加または減少することにより、契約区分の助成額が変わるとき
- (3) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- (4) 助成事業の全部または一部を他に承継させようとするとき
- (5) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）

2 協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 L P ガス販売事業者は、第 1 項各号以外の事項を変更する場合は、あらかじめ協会に連絡しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 7 条 L P ガス販売事業者は、第 5 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第 8 条 L P ガス販売事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式 4）を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 9 条 L P ガス販売事業者は、助成事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して 20 日を経過した日、又は令和 8 年 11 月 20 日のいずれか早い日までに、実績報告書兼請求書（様式 5－1）に次の各号に掲げる書類を添えて、協会に提出しなければならない。

また、協会は、報告のあった請求額等を確認するため、値引きを行った消費者等無作為に抽出して値引きを証する書類等の写しの提出を求めるものとする。その提出件数は、契約している一般消費者等数の区分に応じて指定（別表２）するものとする。

- (1) 実績集計表（様式５－２）
- (2) 内訳明細（値引きを行った一般消費者等の一覧）（様式５－３）
- (3) その他、協会が必要と認める書類

２ 協会は、ＬＰガス販売事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずることができる。

３ 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し）

第１０条 協会は、ＬＰガス販売事業者が次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) ＬＰガス販売事業者が、法令、条例、本規程又は法令、条例若しくは本規程に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) ＬＰガス販売事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) ＬＰガス販売事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事業の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) ＬＰガス販売事業者が、助成事業実施期間の終了までに助成事業を完了しなかった場合
- (6) ＬＰガス販売事業者が、第９条第１項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合

２ 協会は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する助成金が交付されている場合は、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

３ 協会は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４ 第２項に基づく助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（会計帳簿の整備等）

第１１条 ＬＰガス販売事業者は、当該助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、令和８年度から５年間保管しておかなければならない。

（補則）

第１２条 協会は、この規程に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和８年７月１７日から施行する。

別表 1（第 3 条第 3 項関係）

助成対象額及び事務に対する助成額

内 容	助成対象額		助成率
ＬＰガス販売事業者が行う一般消費者等へのＬＰガス料金の値引きに係る原資の助成	山形県が指定する値引き額 上限 2,000 円（消費税等を除く）又は上限 2,200 円（消費税等を含む）に一般消費者等の数を乗じた額を予算の範囲内で助成する。 ①上限 2,000 円(税抜)又は②上限 2,200 円(税込)の計算式は以下のとおりとする。 ①助成額＝2,000 円(税抜)× 一般消費者等の数 ②助成額＝2,200 円(税込)× 一般消費者等の数÷1.1		10/10
ＬＰガス販売事業者が実施する値引き事務に対する助成	値引きの対象となった契約数の区分に応じて助成		助成額(円)
	イ	契約数が 1 以上 99 以下	30,000
	ロ	契約数が 100 以上 499 以下	80,000
	ハ	契約数が 500 以上 999 以下	100,000
	ニ	契約数が 1,000 以上 4,999 以下	150,000
	ホ	契約数が 5,000 以上 9,999 以下	300,000
	ヘ	契約数が 10,000 以上	500,000

別表 2（第 9 条第 1 項関係）

証拠書類の提出件数

協会が無作為に抽出し指定する契約先件数		提出件数
イ	契約数が 1 以上 99 以下	1 件
ロ	契約数が 100 以上 499 以下	2 件
ハ	契約数が 500 以上 999 以下	4 件
ニ	契約数が 1,000 以上 4,999 以下	20 件
ホ	契約数が 5,000 以上 9,999 以下	40 件
ヘ	契約数が 10,000 以上	60 件